

二戸圏域地域医療連携会議設置要綱

(設置)

第1 二戸圏域において、地域医療の連携体制を構築し、具体的な連携を推進するため、二戸圏域地域医療連携会議（以下「圏域連携会議」という。）を設置する。

(所掌)

第2 圏域連携会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 圏域における医療連携体制の構築及び連携推進に関すること
- (2) 関係機関の役割分担の検討に関すること
- (3) 住民及び医療機関等関係機関に対する地域医療連携に関する情報の周知方法の検討に関すること
- (4) 県の医療計画策定に係る意見等の集約に関すること
- (5) その他、医療連携の推進に関すること

(組織)

第3 圏域連携会議は、医師、医療団体の役員、救急搬送従事者、介護保険事業関係者、県立病院事務局担当者及び市町村関係者等地域医療連携体制の構築並びに連携推進の協議に必要な者（別添委員名簿）で組織する。

- 2 圏域連携会議に議長を置き、岩手県二戸保健所長をもって充てる。
- 3 議長は、会議を招集し、会議を総括する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第4 圏域連携会議の下に、5疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病・精神疾患）・5事業（周産期医療・小児救急医療・救急医療・災害医療・へき地医療）及び在宅医療に関する部会を設置することができる。

- 2 各部会は、あらかじめ圏域連携会議において指名された部会長及び委員並びに5疾病・5事業及び在宅医療に関する者で部会長が指名する者をもって構成する。
- 3 各部会は、圏域連携会議の求めに応じ、5疾病・5事業ごとの医療連携体制を検討し、その検討内容を圏域連携会議に報告する。

(庶務)

第5 圏域連携会議の庶務は、岩手県二戸保健所において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、圏域連携会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月4日から施行する。